

介護保険新規申請中または入院（入所）中の 介護保険住宅改修費支給申請に係る承諾書

年 月 日

【入院（入所中）中に改修する場合】

住宅改修費の支給には、退院（退所）をして、改修後のご自宅で生活をする必要があります。

入院（入所）中であっても、住宅改修を申請し、工事を行うことは可能ですが、退院（退所）しないこととなった場合には、住宅改修費は全額自己負担となります。

【介護保険新規申請中に改修する場合】

介護保険で住宅改修を行えるのは、要介護（要支援）認定を受けている方です。

認定の結果が出ていない場合でも、住宅改修を申請し、工事を行うことは可能ですが、自立判定された場合には、住宅改修費は全額自己負担となります。

（住宅改修完了申請についても、認定結果通知後に受領となります。）

被保険者氏名	印 ※自署の場合は押印不要
住所	
該当する理由	入院（入所）中 ・ 認定申請中
入院（入所）中の場合は、 退院（退所）予定日	

※一時的な外泊は退院（退所）とは認められません。

※短期入所（ショートステイ）も入所中とみなします。